

第26回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成28年5月17日（火）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者等

（委員）

大須賀滋，岡本敏孝，金子桃子，小島基行，佐藤俊正，裁成人，土本真弓，中村昭子，橋本治，村木敬行，村瀬里佳（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

首席家裁調査官，家裁首席書記官，家裁訟廷管理官，家裁主任書記官，家裁書記官，家裁事務局長，家裁事務局次長，家裁総務課長，家裁総務課課長補佐

4 議 事

- (1) 各委員の紹介
- (2) 委員長選出
- (3) 成年後見制度の意義，実情説明等
- (4) DVD「わかりやすい成年後見制度の手続」視聴
- (5) 成年後見制度利用についての窓口対応（ロールプレイ）
- (6) 意見交換 意見交換の要旨は別紙のとおり
- (7) 次回期日 平成28年11月10日（木）午後1時30分
- (8) 回りの意見交換の主なテーマについて
未定

(別紙)

意見交換の要旨

(A委員) 私は高齢で軽度の認知症である義母の預金を引き出すときに、銀行から成年後見の手続を説明されたことがあるが、手続が大変で利用しづらいつらいつらと感じた。今日説明を聞いて、やはりもう少し手続を簡略化した方が制度を活用できると感じた。

(B委員) 銀行にA委員のような相談はよくある。銀行側で本人の意思を確認して、預金の引き出しに応じることもあるが、窓口に来た人と本人との関係を確認するのが困難であったり、相続の段階で争いとなる可能性がある場合などは、成年後見制度を紹介している。本人の意思がはっきりしている段階で、親族を含めて後見人のことを考えておくことが大事だと思うので、裁判所や役所だけでなく、銀行や病院なども含めていろんな場所で広く制度を周知する必要がある。

(委員長) 制度説明の中で任意後見制度についても触れていたが、任意後見制度を推進していくことも必要かもしれない。A委員からは、成年後見制度の利用しづらさという話も出ていたが、この点はどうか。

(C委員) 今回は成年後見制度そのものではなく運用面での改善や工夫がテーマになっているが、なかなか難しい問題だと感じた。先に話が出た、任意後見制度を広めていくことも必要だと思う。この点、任意後見制度について裁判所ではどのような取組をしているのか。

(D委員) 裁判所は、任意後見契約の効力が発生した段階から関わるため、特別に任意後見制度について窓口で説明したり、PRはしていないのが実情である。

なお、任意後見は、本人の希望する人が後見人となるという点が法定後見と大きく異なるが、任意後見契約が発効してからは、法定後見と同じような手続を踏むことになるから、必ずしも法定後見より手続

が簡略というわけではなく、制度の利用しやすさという点は変わらないかもしれない。

(E 委員) 制度を作っても、人が足りないなどの事情からうまく機能しないということは、他の行政機関の制度でもよく見られる。成年後見制度自体は、必要な制度であると思うが、今後件数が増加することを考えると、事務をスリム化するなど運用は工夫する必要がある。

(委員長) 確かに人員は限られているから、運用を簡略化するというのは良い面もある。他方で、後の紛争を防ぐために慎重に手続を進める必要もあり、その中で利用を促進させるというのは難しい問題である。

(F 委員) 報道機関は、公証人の相談窓口の紹介や後見人の不正に関して報道をすることはあるが、成年後見制度自体について県民に十分に伝えきれていないかもしれない。成年後見制度は、やむにやまれない状況になって利用する最後の砦であるので、報道機関としてもこの制度を社会に広めていくなどして、裁判所だけではなく社会全体で、成年後見制度の認知度をあげていく取組をしていかなければならない。

(委員長) 確かに、追い込まれた状況で相談に来ると、手続の大変さをより強く感じるかもしれない。そうすると、本人の意思がはっきりしている段階から制度の利用を考えてもらうということは、一つの解決策になる。

(G 委員) 本人だけでなく、申立人をどうケアするかということも大切である。親族が追い込まれる前に動き出せるようにするために、例えば高校で成年後見制度を取り上げて、若い世代から周知を図っていくという方法も考えられる。

(委員長) 例えば、銀行の窓口に来た高齢者に、任意後見制度を紹介することはできるのだろうか。

(B 委員) パンフレットを窓口に備え付けるということは可能であるが、将来的な事柄である任意後見の場合、本人にパンフレットを渡して気分を

害されることも考えられるから、交付する機会を見極めることが難しい。

現在後見制度を必要としている人だけではなく、まだ必要としていない方に広く制度を周知するためには、病院や施設などでもパンフレットを備え置いて広めていくことが大切だと思う。

(H委員) 近所に子どもが高齢の親の収入に頼っているという家庭があるが、この場合、成年後見制度を利用すると、子どもは自由にお金を使えなくなるわけで、本人の保護との関係で難しい問題だと思った。

(委員長) そのような場合、ほかに兄弟姉妹がいれば身内での紛争にもつながってくるが、警察にそのような相談が持ち込まれることはないのか。

(I委員) 警察では事件として取り扱えるものであれば別であるが、親族間のめごとには介入しないのが原則であり、相談に応じるのが難しい場合が多い。

(C委員) 本人の保護の必要性を説明すれば、親族は理解してくれるだろう。しかし、一番関心があるのは、自分で手続を進められるかどうかという点、例えば申立書は自分で作成できるのか、後見の報告とはどのようにするのかという点だと思うが、この点はどのように説明しているのか。

(委員長) 銀行などでは窓口の前に案内係がいて、申請書の記載方法などを教えてくれ、負担感が少なくなる。裁判所ではどうしているか。

(事務担当者) 申立ての段階では、窓口で申立てセットのひな形を示しながら、記載方法を説明している。後見人になった方には、1時間半程度の後見人説明会を行っており、その場で報告の仕方をレクチャーし、それ以外でも質問があれば応じている。

(E委員) 本人の判断能力の有無はどのように判断しているのか。

(D委員) そもそも本人が後見人を選任しなければいけない状況なのかということ相談に来る人もいる。申立てセットの中に、医師会と裁判所と

の間で申し合わせた特別な書式による診断書等があるので、これに本人の判断能力の有無について医学的な意見を医師に記載してもらうように依頼し、その診断書などから判断能力の有無を判断している。

(I 委員) 警察でも様々な広報活動をしているが、浸透させるのは難しいと感じている。ただ、認知症の方が増え、後見制度の役割はますます大きくなっていくから、任意後見制度もうまく活用するということも含めて県民にアプローチしていく必要がある。

ところで、後見、保佐、補助はそれぞれどのような割合で利用されているのか。

(事務担当者) 後見開始、保佐開始、補助開始、任意後見監督人選任の成年後見関係事件の平成27年の申立て件数は、全国で3万4782件、そのうち後見開始は2万7521件、保佐5085件、補助1360件、任意後見816件となっている。話題となっている任意後見は全体の2パーセント程度であるが、件数は前年から約10パーセント増加している。

(委員長) 成年後見や任意後見の利用を進めるための広報の場として、具体的にどのようなところだと効果があるだろうか。

(I 委員) 介護施設などで制度を紹介すれば、本人から家族へ伝わる可能性もあるので有効だと思われる。

(E 委員) 市町村や老人会などで制度を紹介するという事もできるのではないか。

(A 委員) 自治会で制度の広報というのは難しいかもしれない。現在は、社会福祉協議会が前面に立って広報や相談に応じている。ただし、裁判所との連携という点では難しい面もあって、十分とは言えないので、病院や介護施設なども含めて、今後、利用しやすいように改革されていくと良いと思う。

確認であるが、相続人の間で争いがある場合には、成年後見制度は

利用できないのだろうか。

(D委員) 同居している親族が本人の財産を使っているのではないかということで、別の親族が後見の申立てをするというのは、典型的な例の一つであり、制度自体を利用できないということはない。ただし、この場合、親族が後見人となることは難しいので、第三者の専門職を後見人に選任することになると思う。

(E委員) 市町村長が後見人となるようなことはあるのか。

(D委員) 身寄りがない場合などに、市町村長が申立人となることはあるが、後見人に選任することではなく、弁護士などの専門職を後見人とすることが多い。市町村長が申立人となる場合には、社会福祉協議会が市町村に働きかけて申立てをすることも多く、社会福祉協議会を後見人に選任することもある。

(事務担当者) 平成27年で社会福祉協議会が後見人となったのは全国で821件である。

(委員長) 任意後見も含めた広い視野から様々な意見がいただいたので、これを踏まえて少しでも利用しやすい運用を工夫していくこととしたい。

以 上